

白馬村環境基本条例

平成11年12月24日
白馬村条例第25号

目次

- 第1章 総則（第1条～第6条）
- 第2章 基本施策等（第7条～第19条）
- 第3章 開発の基準（第20条～第23条）
- 第4章 白馬村環境審議会（第24条～第31条）
- 附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、白馬村の環境の保全及び景観の形成について、基本理念を定め、村、村民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び景観の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び景観の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の村民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動等により生ずる相当範囲にわたる水質の汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動及び悪臭によって、人の健康若しくは生活環境が阻害されることをいう。
- (3) 開発 団地の造成その他土地の形質変更又は建築物その他工作物の新築、改築若しくは増築等を行う行為をいう。
- (4) 地域 開発事業あるいは事業活動を行おうとする場所の属する行政区（集落）、及び当該行政区を含む、地理的、環境的に共通性のある範囲をいう。
- (5) 村民 白馬村に住所を有する者及び白馬村の区域に一時滞在する者。

(基本理念)

第3条 環境の保全是、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識して、生態系の均衡及び生物の多様性の確保に配慮し、自然と人が共生していくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全是、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが、村民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることを認識し、その環境を将来の村民に引き継いでいく責務を有することを自覚して行わなければならない。

3 環境の保全是、地域の環境が地球環境と深く関わっていることに着目し、すべての日常生活や事業活動において地球環境の保全に資するよう行わなければならない。

4 景観の形成は、地域の景観が文化の一部であり、かつ将来に伝えるべき大切な観光資源であることを認識し、自然環境に溶け込む調和と潤いのあるまちづくりを進めることを目的として行わなければならない。

(村の責務)

第4条 村は、基本理念にのっとり、環境の保全及び景観の形成を促進し、かつ、環境への負荷を軽減するため、必要な施策を講じなければならない。

2 村は、自らが環境の保全及び景観の形成に資する取り組みを、率先して実行するとともに、村民及び事業者の環境の保全及び景観形成への取り組みを積極的に支援しなければならない。

(村民の責務)

第5条 村民は、資源及びエネルギーの節約、廃棄物の排出の抑制、リサイクルの推進及び再生資源の利用等により、環境への負荷の低減に努めるとともに、村が実施する環境施策に協力しなければならない。

2 村民は、白馬村が多様な生態系を有する自然の宝庫であることを認識し、里山等の身近な自然に棲む生物の保護に努めなければならない。

3 村民は、水や樹木の保全が自然環境の保全の礎であることを自覚し、身近な河川や樹木を大切にしよう努めなければならない。

4 村民は、良好な景観の形成に努めるとともに、村が実施する景観形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、白馬村の美しい自然環境及び景観が、村民の共通の財産であり、かつ、事業者自身の経済活動の基盤であることを認識し、開発事業を行うに当たっては、地域の環境特性に応じた適正な土地利用を基本に置き、自然及び景観に配慮した事業

を計画し、村及び地域と協調してこれを行わなければならない。

- 2 事業者は、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するため、その責任と負担において必要な措置を講じなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境保全及び景観形成に自ら努めるとともに、環境保全及び景観形成に関する村の施策及び地域の取り組みに協力しなければならない。

第2章 基本施策等

(施策の基本方針)

第7条 村は、環境及び景観施策の策定及び実施に当たっては、自然環境優先の理念の下に次に掲げる事項を基本方針として、これに努めるものとする。

- (1) 公害その他、人の健康又は生活環境に被害を及ぼす環境保全上の支障を防止し、安全で健康的な生活環境を確保すること。
- (2) 生物の多様性の確保、希少野生生物の保護、及び健全な自然環境に寄与する森林・農地等の保全を図り、質の高い自然環境を確保すること。
- (3) 水質保全対策と多自然型整備を通じて豊かで清らかな水辺環境を保全し、水に親しめる空間を創造すること。
- (4) 資源、エネルギーの合理的かつ循環的な有効利用を図り、廃棄物の発生を抑制する循環型社会を構築すること。
- (5) 自然環境と一体となっている美しい地域景観の保全、歴史的・文化的景観の保全を図ること。
- (6) 地域景観に調和する建築物、工作物、屋外広告物等の建設又は設置を誘導するとともに、樹木や花の植栽を推進し、潤いと安らぎのある街並を創造すること。
- (7) 地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、砂漠化等の地球環境問題を身近に捉え、村民の自発的な学習や活動を支援し、環境保全に関する施策への積極的な参加を促すこと。

(環境基本計画)

第8条 村長は、環境及び景観施策を総合的かつ計画的に推進するため、白馬村環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 環境の保全及び景観の形成に関する総合的かつ長期的な目標

(2) 環境の保全及び景観の形成に関する施策の方向性

(3) 環境の保全及び景観の形成に関する行動の指針

3 村長は、環境基本計画を策定するに当たっては、白馬村環境審議会の意見を聞かなければならない。また、環境基本計画を決定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

5 村長は、環境基本計画の進捗状況について、定期的に公表するものとする。

(規制的措置)

第9条 村は、公害の原因となる行為、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為、景観形成の推進のため抑制する必要がある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第10条 村は、事業者又は村民が、自ら環境への負荷を低減するための施設整備その他の適切な措置をとるよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、助成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境優先事業の導入)

第11条 村は、公園、緑地、道路、河川その他の公共的施設の整備並びに森林、農地その他の良質な景観の確保に欠かせない空間の整備を行う場合には、環境を優先し、環境への配慮がされた有効な事業を選択するよう努めるものとする。

(保護地区の指定)

第12条 村長は、貴重な自然環境又は希少野生生物の生育環境の保護のため、法律又は県条例等で定めるものとは別に保護地区を指定することができる。

2 村長は、保護地区における禁止行為等を規則で定めるとともに、必要な保護のための施策を講ずるものとする。

3 村長は、保護地区を指定するときは、当該地区住民や地権者等の同意を得るとともに、審議会の意見を聞かなければならない。

4 村長は、保護地区の指定、変更又は解除したときは、これを公表しなければならない。

(保護種の指定)

第13条 村は、村内に生息あるいは生育する希少野生生物の保護のため、白馬村文化財保護条例(平成11年白馬村条例第26号)に基づき、保護種を指定することができる。

2 村は、保護種に対し必要な保護のための施策を講ずるものとする。

(調査等の実施と措置)

第14条 村は、環境の状況の把握、希少野生生物の保護、及び環境の保全に関する施策を推進するために、必要な調査、監視、測定、検査等に努めるものとする。

2 村は、事業者に対し、調査・監視に基づき、環境保全について適正な配慮をさせるよう必要な措置を講ずるものとする。

(良質な景観の形成)

第15条 村は、雄大で清涼な自然環境にふさわしい、調和と潤いのある良質な景観を確保するため、魅力ある街並みの創造、美しい森林及び農地の保全、歴史的建造物群並びに原風景の保存及びその他の良質な景観の形成に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自主的なまちづくりの支援)

第16条 村は、村民が自主的に環境を保全するため、地域にふさわしい自主的なまちづくりの取り組みを定める景観形成住民協定を推進し、かつ地域が定めた協定の内容を尊重するものとする。また、協定内容の遵守のため必要な支援体制を整備し、かつ必要な措置を講ずるものとする。

2 村は、村民あるいは民間団体等が自主的に行う環境美化活動、緑化活動、再生資源の回収活動、その他環境保全又は景観形成に関する活動に対し、必要な支援を行うものとする。

(資源の有効利用の促進)

第17条 村は、環境への負荷の低減を図るため、村民及び事業者に対して、廃棄物の減量、適正処理及び再資源化等を推進し、並びに環境への負荷の低減に資する原材料、製品又は再生品の使用及びエネルギーの有効利用が促されるようにするため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地球環境の保全に関する施策)

第18条 村は、国県の講ずる地球環境の保全に関する施策を推進するとともに、他の関係機関等とも協力して地球環境の保全に関する国際協力を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育等の推進)

第19条 村は、環境の保全に関する教育及び環境学習を推進し、環境保全に関する理解と実践活動を行う意欲増進のため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 開発の基準

(開発の基準)

第20条 村長は、環境の保全及び景観の形成を進めるため、開発の基準を規則で定めるものとする。

2 村長は、前項で定める基準を超える開発事業については、別に開発の指導基準を定めることができる。

3 村長は、前2項に規定する開発の基準を変更し、又は廃止しようとするときは、審議会の意見を聞くものとする。

(開発基準の遵守)

第21条 事業者は、開発事業を行うに当たっては、環境の保全及び景観の形成を進めるため、前条に定める基準を遵守し、必要な措置を講じなければならない。

(開発の届出と事前協議)

第22条 事業者は、規則で定める一定規模以上の開発事業(以下「大規模事業」という。)を行おうとするときは、当該行為に着手する3カ月前までに、開発方針及び開発計画の内容を書面で村長に届け出し、事前協議しなければならない。

2 村長は、前項に定める大規模事業については、審議会の意見を聞くものとする。

(協定の締結)

第23条 大規模事業を行おうとする事業者は、環境保全及び景観形成のために遵守すべき事項について、村長と協定を締結しなければならない。

2 村長は、協定を要する大規模事業の基準を規則で定めるものとする。

3 事業者は、協定を遵守し、協定内容を誠実に履行しなければならない。

第4章 白馬村環境審議会

(環境審議会)

第24条 環境の保全及び景観の形成に関して、基本的事項を調査、審議するため、白馬村環境審議会を設置する。

(任務)

第25条 審議会は、村長の諮問に応じて、次の事項を調査、審議するものとする。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 公害対策に関する事項
- (3) 保護地区及び保護種の指定、変更及び廃止に関する事項
- (4) 景観形成基準の策定及び変更に関する事項

(5) 規則において定める大規模開発事業

(6) その他環境の保全及び景観の形成に関する基本的事項
(組織)

第 26 条 審議会は、委員 19 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。

(1) 村議会議員 4 人以内

(2) 識見を有する者 12 人以内

(3) 関係行政機関の職員 3 人以内

(任期)

第 27 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 28 条 審議会に会長及び副会長各 1 名を置き、委員が互選する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 29 条 審議会は会長が招集し、会長が議長となる。ただし、審議会を初めて招集するときは、村長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(特別委員)

第 30 条 審議会に、専門の事項を調査するため必要あるときは、特別委員を置くことができる。

(補則)

第 31 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、村長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(白馬村開発基本条例等の廃止)

2 次の各号に掲げる条例は、廃止する。

(1) 白馬村開発基本条例（昭和 6 3 年白馬村条例第 1 9 号）

(2) 白馬村における希少野生動物の保護に関する条例（平成 6 年白馬村条例第 1 号）
（経過措置）

3 この条例の施行前にした行為に対する適用は、廃止前の各条例の定めるところによる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

白馬村環境基本条例施行規則

〔平成11年12月24日〕
〔白馬村規則第14号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、白馬村環境基本条例（平成11年白馬村条例第25号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(保護地区の禁止行為)

第2条 条例第12条に規定する保護地区内での禁止行為及び適用除外行為は、別表第1のとおりとする。

(開発の基準)

第3条 条例第20条の規定により規則で定める基準は、別表第2のとおりとする。

(届出及び協定を要する開発の規模)

第4条 条例第22条に規定する開発事業（以下「大規模事業」という。）は、次の各号に該当する事業とする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に規定する許可申請を要する事業
- (2) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2に規定する許可申請を要する事業
- (3) 長野県自然環境保全条例に規定する届出を要する事業
- (4) 前3号に規定されない、樹木の伐採又は土地の形質変更が、3,000平方メートルを超える事業
- (5) 高さ18メートル以上の建築物及び工作物
- (6) 建ぺい率60パーセント以上、容積率200パーセント以上の建築物
- (7) 建築物の延床面積が5,000平方メートル以上の事業
- (8) 分譲マンション

2 条例第22条の届け出は、次に掲げる書類により行うものとする。

- (1) 「事前協議書」（様式第1号）

(大規模事業の基準)

第5条 条例第23条に規定する協定を要する大規模事業の基準は、別表第3のとおりとする。

(協定)

第6条 条例第23条に規定する協定は、「環境保全協定」とする。

2 協定事項及び様式は、法令又は県条例に規定がある場合は、その規定に従い、その他の場合は、村長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(白馬村開発基本条例施行規則の廃止)

白馬村開発基本条例施行規則（昭和63年白馬村規則第10号）は、廃止する。

附 則（平成19年8月30日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

(別表第1) (規則第2条関係)

1 禁止行為
ア 希少野生生物の採取、捕獲、殺傷、損傷 イ 猟銃、火器及びそれらに類するものの使用 ウ 宅地の造成、埋め立て、土地の開墾、その他土地の形質変更 エ 土石の採取 オ 木竹の伐採 カ 踏み荒らし キ その他生物に悪影響を及ぼす行為
2 適用除外行為
ア 学術研究その他の公益上の事由により、村長が必要と認めて許可した行為 イ 非常災害のための必要な応急措置として行う行為 ウ 森林保育のため通常管理行為として行う、枝打ち、下藪刈り、間伐その他の必要な施業で、希少野生生物の保護に支障を及ぼす恐れのない行為

(別表第2) (規則第3条関係)

施設等の開発の基準
1 共通事項
(1) 高山性植生、高層湿原、雪田草原等の分布地、村天然記念物及び環境庁レッドデータリストに掲載された動植物の生息地又は生育地（鳥類については営巣地）、特異な地形地質を有する地域、傾斜40度以上の急傾斜地、飲料水等の水源地は、開発を抑制する。 (2) 現存する樹木等は極力残存させ、積極的に修景植栽し、周辺景観と調和を図るものとする。 (3) 土地の形質変更は最小限に止め、多量な土石の移動は避けるものとする。 (4) 開発区域内に道路計画がある場合には、その計画に必要な用地の確保に協力するものとする。 (5) 開発により設置を必要とする排水路は、雨量、敷地の規模、放流先の排水能力等を考慮した規模・構造とするものとする。 (6) 開発により生ずる法面は、極力緩やかな勾配としたうえで、周辺の自然環境に適した植物による緑化復元を図るものとする。

- (7) 開発により設置を必要とする擁壁又は水路護岸等は、極力自然石積などの自然景観に溶け込む材質並びに工法を用いるものとする。
- (8) 汚水の処理は、下水道区域にあっては下水道に加入し、下水道整備が遅れる区域及び下水道区域外においては、「白馬村し尿浄化槽設置要綱」に定める基準により施設を設け、処理するものとする。
- (9) 開発地域内の雪は、開発地域内で処理できるよう、配置若しくは施設整備するものとする。
- (10) 法令、条例及び景観育成住民協定に基づく協定締結地区においては、当該協定内容を遵守し、地域と協調した開発を行うものとする。

2 個 別 事 項

(1) 白馬村全域における建築物その他工作物

ア 建築物その他工作物の高さは、18メートル以下とする。この場合において、高さの算定は、地上露出部分の最低地盤面から最高部までとする。

イ 建築物その他工作物の建ぺい率は60パーセント以下、容積率は200パーセント以下とする。

ウ 建築物の道路後退、隣地後退及び斜線制限は、「白馬村景観形成重点地域指導基準」によるものとする。

エ 建築物その他工作物の色彩は、「白馬村まちづくり環境色彩計画－建築外装色彩指針－」によるものとする。

オ 建築物の屋根形状は、勾配屋根又はそれに基づくデザインとする。

カ 塀その他の遮蔽物は、やむを得ない場合を除きできる限り設けないものとする。

キ 屋外広告物の設置は、「白馬村屋外広告物特別規制基準」によるものとする。

ク ア～キの規定は、建築協定地、自然保護協定地及び景観育成住民協定締結区域にあっては、当該協定等の定めるところによるものとする。

(2) 長野県観光開発公社分譲地及び名鉄分譲地における建築物

ア 建築物の高さは、12メートル以下とする。

イ 建築物の建ぺい率は30パーセント以下、容積率は50パーセント以下とする。

ウ 建築物の道路後退は、5メートル以上とする。

エ 都市計画法及び建築基準法による第1種低層住居専用地域で認められる用途を除く営業用建築物は、建設できないものとする。

(別表第3) (規則第5条関係)

協定を要する大規模事業の基準	
1 共 通 事 項	
(1)	各法令に定めのあるもののほか、「白馬村開発指導要綱」に定めるところによる。
(2)	関係地区の同意が得られていること。
2 個 別 事 項	
(1)	建ぺい率 60 パーセント以上・容積率 200 パーセント以上の建築物の場合 既存の規模若しくは法令の範囲内（その場合であっても、道路後退、隣地後退及び高さは、村指導基準を満たすこと。）であること。
(2)	高さ 18 メートル以上の建築物その他工作物の場合 ア 公共性が高く、高さ 18 メートル未満では、技術上、法令上建設が困難なものであること。 イ 延床面積が 3,000 平方メートル以上の建築物であって、敷地に十分な余裕があり、勾配屋根を形成するために必要とし、軒高が 18 メートル以下である建築物であること。
(3)	延床面積 5,000 平方メートル以上の建築物の場合 ア その建設が、地域の発展と活性化に貢献すると認められる事業であること。 イ 建ぺい率が 25 パーセント以下、容積率が 60 パーセント以下であること。 ウ 敷地の周囲 5 メートル以上は、樹木を活用した緑地帯が設けられ、かつ、敷地に占める緑地帯（既存森林、遊歩道、池等を含む。）の割合が、全体面積の 50 パーセント以上であること。
(4)	分譲マンション ア 経営管理が明確であり、かつ、通年営業するコンドミニウムホテルであること。 イ 定住が促進されるものであること。

白馬村開発指導要綱

平成11年12月24日
白馬村要綱第18号

白馬村宅地開発及び中高層建築物等に関する指導要綱（平成元年白馬村要綱第2号）の全部を改正する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、白馬村において開発事業を行う者（以下「事業者」という。）に対し、長野県自然環境保全条例（昭和46年長野県条例第35号）及び白馬村環境基本条例（平成11年白馬村条例第25号）に定めのあるもののほか、白馬村の存続基盤である優れた自然環境の保全を基調とした、自然との調和ある土地利用、快適なまちづくり及び美しい景観の形成を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

（適用の範囲）

第2条 この要綱は、次の各号に該当する開発事業に適用し、その他の事業については準用する。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に規定する許可申請を要する事業
- (2) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2に規定する許可申請を要する事業
- (3) 長野県自然環境保全条例に規定する届け出を要する事業
- (4) 前3号に規定されない、樹木の伐採又は土地の形質変更が3,000平方メートルを超える事業
- (5) 建築物の延床面積が3,000平方メートル以上の事業
- (6) 分譲マンション
- (7) 景観育成住民協定締結地域内での長野県景観条例に基づく届け出を要する事業
（行政計画に対する協力）

第3条 事業者は、事業の計画に当たっては、白馬村総合計画、都市計画、国土利用計画、景観形成計画、道路計画、水路計画及び上下水道計画等の村計画に協力するものとする。

（住民の同意）

第4条 事業者は、白馬村に共に生活する人々と協力して快適な環境整備とまちづくりを推進できるよう、開発事業を行おうとする土地（以下「事業地」という。）が属する

地区の住民組織（以下「地元地区」という。）に対して、開発事業の説明会を開催し、同意を得なければならない。

2 前項の同意は、事業が第2条7号のみに該当するものである場合は、該当住民協定運営委員会の同意に代えることができる。

（事前協議）

第5条 事業者は、法令等で定められた手続きを行う3カ月前までに、事業計画の内容及び施工方法について、書面により村長と事前協議を行うものとする。

ただし、第2条7号のみに該当する開発事業であって、地元地区等への事前説明がなされたものにあつてはこの限りでない。

（同意書の添付）

第6条 事業者は、前条の事前協議書及び長野県景観条例に基づく大規模行為（景観育成重点地域内行為）届出書、その他関係法令に基づく各種届出書の提出に当たっては、地元地区の代表者の同意書（意見書にあつては、可否欄が「可」となる意見書）を添付するものとする。

（協定の締結）

第7条 事業者及び村長は、開発事業のうち法令で定める許認可のない事業については、環境の保全等のために遵守すべき事項について協定を締結するものとする。

ただし、第2条7号のみに該当する開発事業であつて、地元地区等への事前説明がなされ、同意を得たものにあつてはこの限りでない。

（事業者の責務）

第8条 事業者は、村長及び地元地区への届出事項及び協定事項は、誠実に履行しなければならない。

2 事業者は、開発事業の権利を第三者に譲渡する場合には、確実にその内容を継承するものとし、譲渡の事実を村長に書面により報告するものとする。

第2章 樹木の保存と緑化

（樹木の保存）

第9条 事業者は、敷地内の樹木を積極的に保存しなければならない。また、樹木を保存するための設計、工法を積極的に採用しなければならない。

（誤伐採の防止）

第10条 事業者は、保存樹木又は樹木の集団を図面上で明示するとともに、事業地の樹木に表示し、誤伐採を防止しなければならない。

2 村長は、事業地の状況を着工前及び竣工後において確認するものとする。ただし、第2条4号のみに該当する事業にあつては、確認を地元地区に委任することができる。

(緑化対策)

第 11 条 事業者は、次の各号に掲げる緑化対策を実施するものとする。ただし、景観育成住民協定締結地域にあつては、協定事項の定めるところによるものとする。

- (1) 事業地内に保存樹木が少ない場合は、積極的に緑化するものとし、その面積は開発面積の 10%以上とする。
- (2) 緑化面積の 50%以上は、竣工より 1 年以内に 5 年生以上の樹木を植樹するものとする。また、できるだけ周辺の生態系に配慮するものとする。
- (3) 開発面積が 10,000 平方メートル以上の計画については、次の基準により緑地帯を設けるものとする。
 - (イ) 開発区域の前面道路及び開発区域内幹線道路より 10 メートル以上
 - (ロ) 開発区域内支線道路より 5 メートル以上
 - (ハ) 開発区域の外周境界より 3 メートル以上
- (4) 保安林の境界からは、原則として 20 メートル以上の保存緑地帯を設けるものとする。
- (5) 稜線が開発区域に接し、又は含まれる場合には、稜線から水平距離で 20 メートル以上の保存緑地帯を設けるものとする。

第 3 章 環境の保全

(動植物の調査)

第 12 条 事業者は、事業地及びその周辺での貴重な動植物の生息について、村長が必要と認める場合には、事前に調査しなければならない。

- 2 事業者は、前項の調査により貴重動植物の生息が確認された場合は、事業の中止を含め、村長の指示に基づいた対策を講じなければならない。

(造成中の放置の禁止)

第 13 条 事業者は、事業地の伐採又は土地の形質変更と、建築物等の建設との間に、理由なく時間を空け、放置状態をつくってはならない。

- 2 事業者は、工事中であっても事業地の環境保全に努めなければならない。

(住民協定への加入)

第 14 条 事業者は、事業地が景観育成住民協定の締結地区にあつては、住民協定に加入し、地域の景観整備に積極的に協力するものとする。

(建築協定の締結)

第 15 条 10,000 平方メートルを超える宅地分譲計画においては、事業者は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)及び白馬村建築協定条例(平成 5 年白馬村条例第 17 号)に基づき、建築協定を締結するものとし、村長は所定の手続きについて協力するもの

とする。

(地下水の保全)

第 16 条 上水道給水区域内における井戸の掘削は、原則として村長が必要不可欠と認めた場合に限るものとする。

2 事業者は、井戸に設置する鋼管の口径、深度、ストレーナの位置、揚水機の仕様、吐出口径、1日当たりの最高取水量、工事施工者名等を村長に届け出るものとする。

3 井戸のみ掘削しようとする事業者にも前2項の規定を適用する。

第 4 章 施設の整備

(雪の処理)

第 17 条 事業者は、建築物の屋根雪、敷地内の除雪によって、道路、水路、隣地、通行人又は通行車に対し、障害の起こらないよう計画し、又は施設を整備しなければならない。

2 事業者は、自己の敷地内の雪は、原則として自己敷地内で処理するものとする。

(駐車場)

第 18 条 営業用施設を計画する事業者は、事業地内にその居住者及び利用者に対して十分な駐車場を整備するものとする。

2 宿泊施設にあつては、自家用台数及び部屋数に相当する台数を収容できる面積を確保するものとする。

(施設の間隔)

第 19 条 事業者は、倉庫、バンガロー、トレーラーハウス、コンテナハウス等、同一形態の施設を複数棟連続して設置する場合は、1棟あたりの横幅以上の間隔を各棟の間に確保し、全体による圧迫感の軽減を図らなければならない。

(上下水道)

第 20 条 事業者は、事業区域が上水道区域にある場合にあつては上水道に、下水道区域にある場合にあつては下水道に、それぞれ加入するものとする。

2 事業者は、既設の能力を超えた給水量の確保が必要な場合にあつては、その費用について村長と協議のうえ負担するものとする。

(道 路)

第 21 条 事業者は、開発事業等により築造する道路について、村長と協議しながらその指示に従い整備するものとし、基本となる道路構造については、次によるものとする。

(1) 幹線道路は公道に接するものとし、道路幅員は6メートル以上とし、幹線道路以外の区画道路は、車道有効幅員4メートル以上とする。

(2) 道路は、セメントコンクリート又はアスファルトコンクリート舗装とし、雨水排水

に必要な側溝等の施設を設けるものとする。

(3) 道路の縦断勾配は6パーセント以下を原則とし、9パーセントを超える場合には、滑り止めの措置を講ずるものとする。

(4) 道路の交差部には、角切りを設けるものとする。

(5) その他の構造は、「長野県開発許可審査指針」によるものとする。

(雨水排水)

第22条 事業者は、事業地内及びその周辺の雨水を有効に排水できる施設（原則として開渠）を設けるものとし、排水施設は、放流先の状況を考慮し、適切な排水ができる施設に接続するものとする。なお、放流先の排水能力が不足する場合又は未整備な場合は、管理者と協議し、事業者の負担により改修整備を行うものとする。

適当な放流先のない場合は、敷地内に浸透槽を設けて地下浸透処理するものとする。

(ごみ処理)

第23条 事業者は、事業又は営業により発生するごみは、自らの責任により処理するものとし、原則としてすべて処理場まで運搬するものとする。また、産業廃棄物は速やかに適正処理し、決して放置してはならない。

2 宅地分譲を計画する事業者は、もっぱら開発区域内の住民及び利用者が利用するごみ置場については、景観に配慮した施設を自ら設置するものとする。

(交通安全、防災、防犯対策)

第24条 事業者は、事業地及びその周辺について、必要に応じた次の交通安全対策、防災及び防犯上の対策を講ずるものとする。

(1) 道路の見通しの確保と安全施設の設置

(2) 水路への落下防止対策

(3) 消火栓

(4) 防犯灯

(5) 雪崩防止対策

(6) その他村長が必要と認めたもの

2 切土及び盛土の法面は、極力穏やかで安定をはかれる勾配とし、周辺の自然環境に適した植物により緑化するものとする。

3 擁壁等の構造物は、極力面積を抑え、自然景観に溶け込む材質及び工法を用いるものとする。

4 工事中の安全対策、騒音及び粉塵対策、土砂の流失防止対策等に万全を期するものとする。

(各種障害対策)

第25条 建築物その他工作物を計画する事業者は、建築物等によって近隣住民に対し、

日照障害、電波障害、光害、騒音被害等の各種障害が発生しないよう計画しなければならない。

- 2 建設後において障害が発生した場合は、責任をもって対処しなければならない。

第5章 その他

(開発計画の有効期間)

第26条 開発計画の有効期間は、開発協定等の締結日より2年間とする。

(その他)

第27条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度村長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年8月30日要綱第19号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に長野県から認定された景観形成住民協定は、景観育成住民協定と読み替えるものとする。

白馬村の景観形成

景観形成とは、自然と文化の調和によって、観る人に感動を与え住む人に安らぎを与えるように、風景を守り創ることです。

資源の乏しい白馬村にとって、景観は将来に向かって観光資源として経済基盤の安定を計る上で必要不可欠なものであり、子孫へ伝える大切な財産です。

建築物や工作物は景観の一部ですから、デザインや色彩の基本となる理念は、その地域の風景・文化に根ざし、そこに住む人々の意識を反映した質の高いものとなるべきと思います。

たとえば、山並みとの調和や田園との融合を意識し勾配屋根としたり、木の文化を取り入れた手づくりの温かさを演出することなどです。

景観に配慮した建築物によって、質の高い景観を創り、美しいふるさとを守っていかうではありませんか。

白馬村は長野県景観条例に定める**景観形成重点地域（国道147・148号沿道景観形成重点地域—平成5年3月指定—）**に全域が指定されています。

建築物、工作物の建設に当っては、景観区域内における行為の届出書の提出が必要です。

白馬村景観形成重点地域指導基準

1. 建築物等の新築・増築・移転または外観の変更

(単位：％、m)

	地域区分	建込率	容積率	高さ制限	仰角	隣地後退距離	道路後退距離	摘	要	
位置	都市	特別商業系	60	200	56°	1.0	2.0	八方地区景観形成住民協定区域内	八方地区景観形成住民協定区域内	
		商業系			45°	1.0	2.0			上記以外の八方・八方口・白馬町
		準商業系			51° 45°	1.0	2.0			上記と別荘地以外の行政区
	沿道	道	27°	3.0	5.0	集落を形成しない国県道・オリンピック道路・山麓線沿い				
規模	田園	住居系	協定書記載事項による。	45°	34°	3.0	3.0	農振農用地		
		田園系			20°	3.0	5.0	上記と別荘地以外の地域		
		自然保護協定地			協定書記載事項による。	協定書記載事項による	長野県自然保護条例に基づく自然保護協定地、及び名鉄・メルヴェール			
意匠	北アルプス山麓の自然と地域文化に根ざした質の高いデザインを演出する。									
	形態	勾配屋根の形状か、それに基づくデザインとする。ただし、片流れは極力避ける。 勾配は背景のスカイラインや周囲の建築物にできるだけ調和させる。 屋上設備は外部から見えないように屋根形状又は壁等で覆う。 附帯広告物一屋上には看板等を設けない。建築物、工作物の壁面への看板又は塗料広告物は避けること。 自然と調和した暖かさを演出するため、外壁、軒裏、てすり等に自然系の素材、もしくは色彩をできるだけ用いる。								
材料	自然と調和した暖かさを演出するため、外壁、軒裏、てすり等に自然系の素材、もしくは色彩をできるだけ用いる。									
色彩	白馬村まちづくり環境色彩計画による。 別冊「もてなしのしつらえ（建築外装色彩指針）」参照									
その他	敷地内は、可能な限り樹木等で緑化する。また、既存樹木もできるだけ残す。 道路後退距離については、国道148号及び県道白馬岳線の融雪歩道部分はこの限りではない。 隣地後退距離については、隣地の承諾があればこの限りではない。									

※準商業系の仰角は、D=6m以上の場合は45°とする。

※隣地後退距離及び道路後退距離は壁面からとする。但し、メルヴェールの隣地後退距離については軒先からとする。

2. 土地の形質変更

- 1) 周辺景観との調和を図る。
- 2) 法面は緩やかな勾配とし、よう壁はできるだけ自然石を使用し、樹林や水辺等は保存する。
- 3) 表土復元や植栽等により緑化を行なう。

3. 屋外における自己用広告物の表示または提出

- 1) **屋外広告物はできるだけ設置しない。**ただし設置の場合は以下のとおりとする。
 - ・表示面積は**合計で10㎡以下**とし、地上設置広告物は**最大でも1面5㎡以下**とする。
 - ・道路等から原則として**1m後退**させること。
 - ・山並みなどの眺望を阻害しないよう、高さは**6m以下**とすること。ただし、周辺の屋根の高さを超えないこと。
 - ・基調となる周辺景観に調和する意匠、形態とすること。
 - ・耐久性に優れ、退色・剥離等の生じにくいものとする。
 - ・反射素材、動光、点滅照明、その他これに類するものは使用できない。
 - ・屋上には設置できない。

- 2) 案内用広告物は必要最小限（**1面0.5㎡、1基1㎡以下**）とする。また、できるだけ**近隣の施設で集合化**すること。（集合化した場合でも1面5㎡以下、高さ6m以下）
 - ・案内用広告物は国県道、オリンピック道路等の主要村道沿いには設置できない。

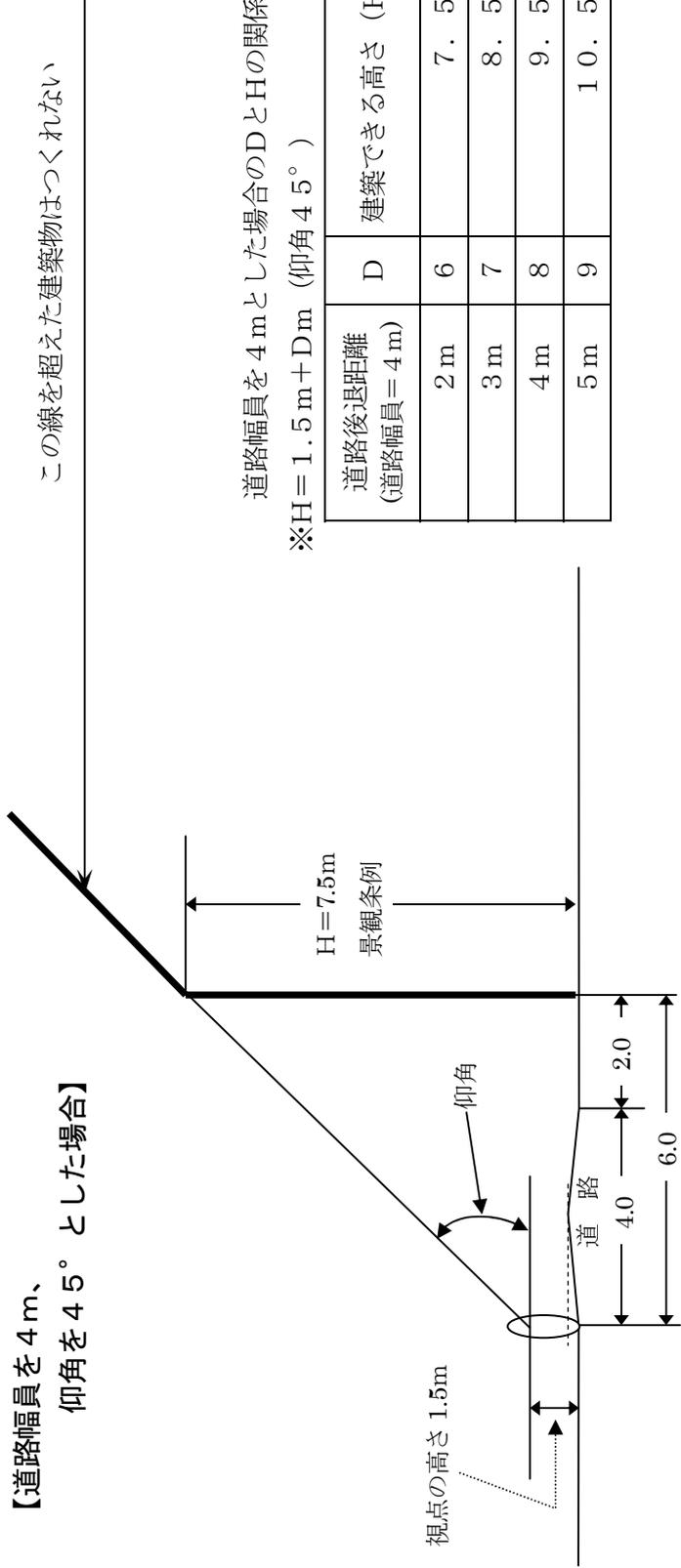
※白馬村は、長野県の屋外広告物特別規制地域に指定されており、屋外広告物の規制内容については、この他にも定めがあります。詳しくは「屋外広告物のしおり」（別冊）をご覧ください。

白馬村における道路斜線制限の考え方

1. 建築物の位置、高さ

- ・道路斜線は、視点を前面道路反対側の境界線からとし、視線の高さは1.5mとする。
- ・道路後退距離（外壁まで）は2m以上、隣地後退距離（外壁まで）は1m以上とする。
- ・ $H = 1.5 + D$ を満足させること。

**【道路幅員を4m、
仰角を45°とした場合】**

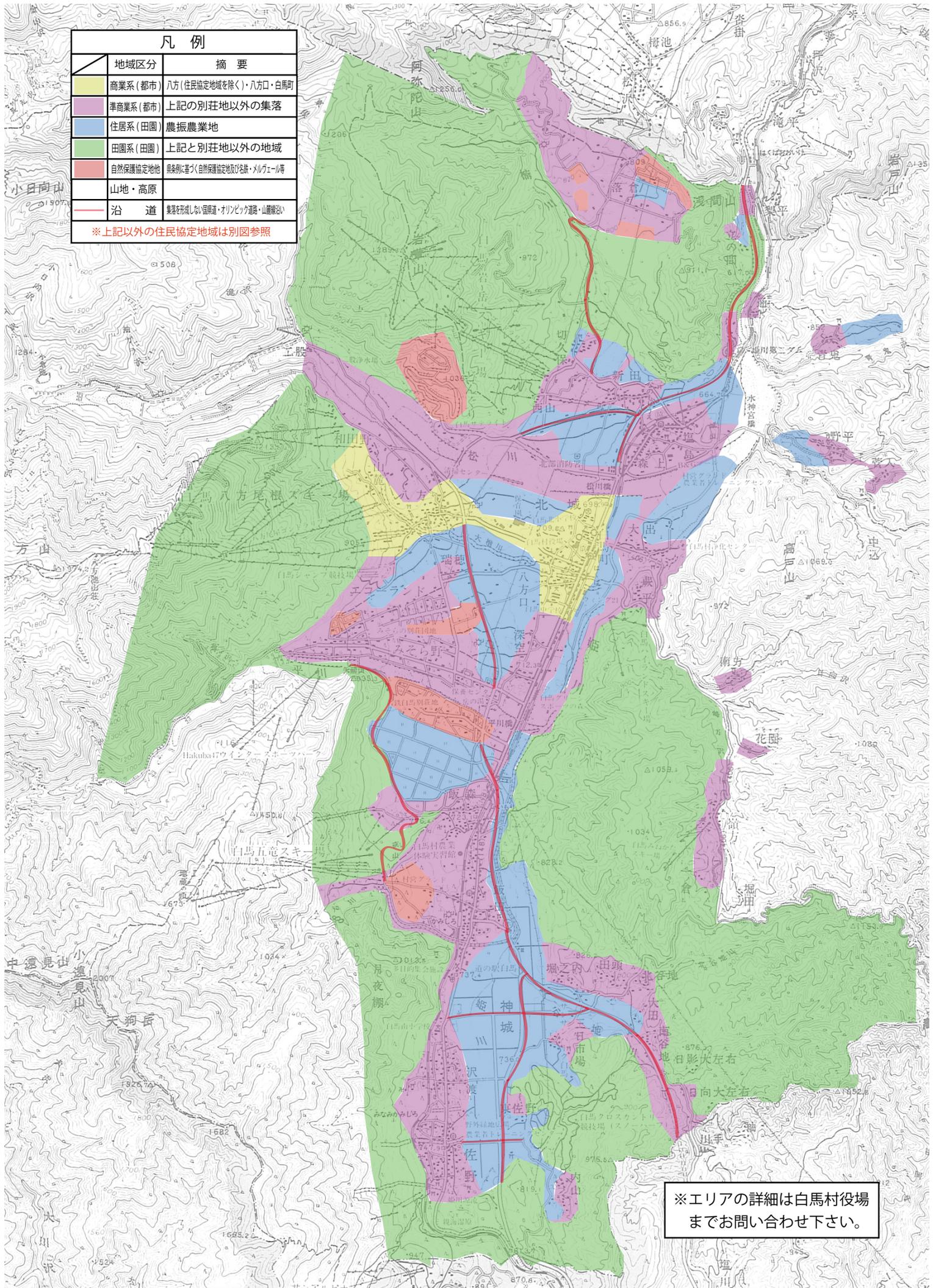


※D：前面道路の反対側の境界線から、建築物の外壁までの距離

※H：Dmの位置における建築物の高さ

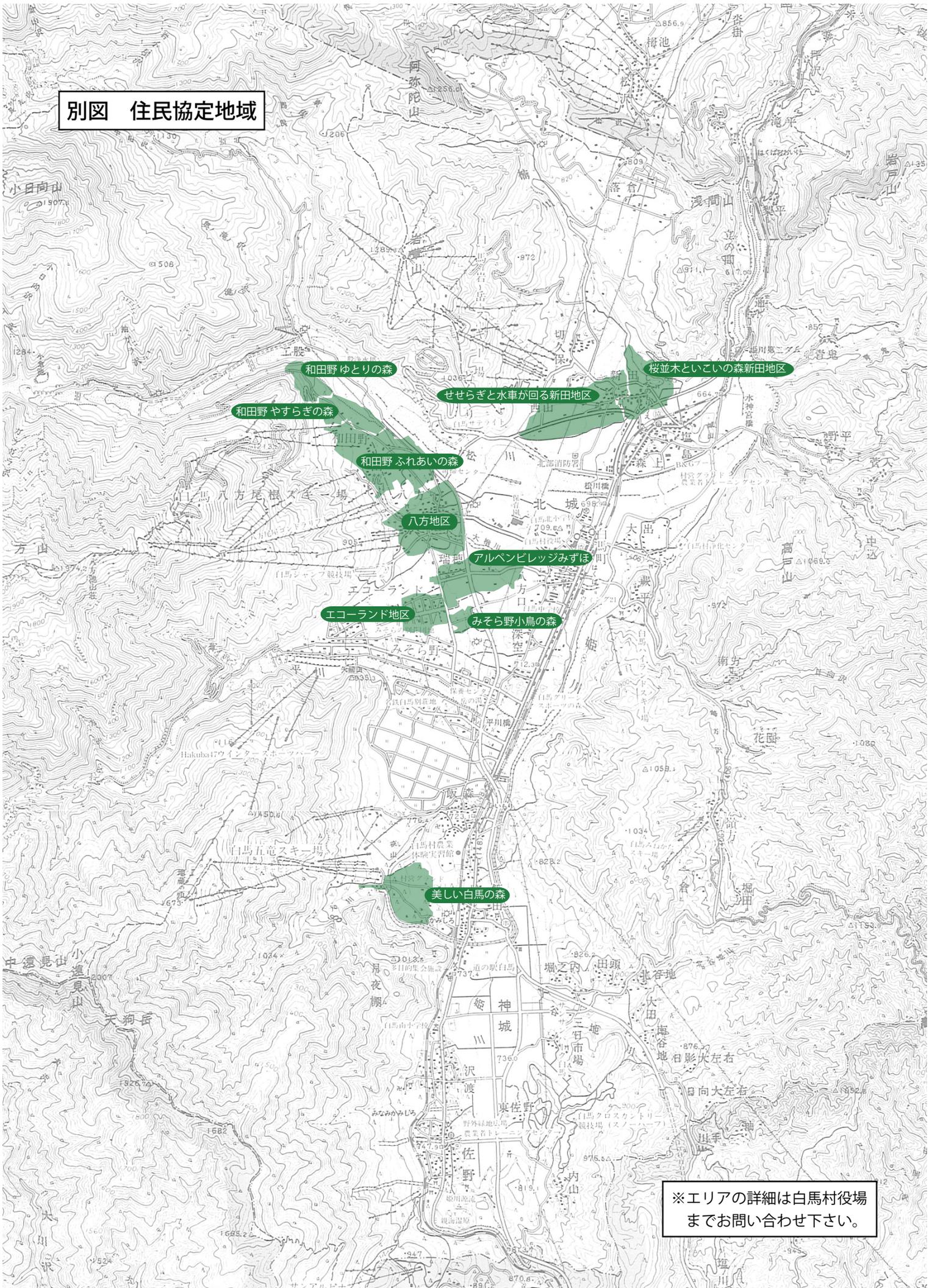
凡例		
地域区分	摘要	
商業系(都市)	八方(住民協定地域を除く)・八方口・白馬町	
準商業系(都市)	上記の別荘地以外の集落	
住居系(田園)	農振農業地	
田園系(田園)	上記と別荘地以外の地域	
自然保護協定地	鳥獣に達づく自然保護協定地及び谷・メリヴェール等	
山地・高原		
沿道	観光客が多い国道・オリンピック誘い	

※上記以外の住民協定地域は別図参照



※エリアの詳細は白馬村役場
までお問い合わせ下さい。

別図 住民協定地域



※エリアの詳細は白馬村役場
までお問い合わせ下さい。

景観形成住民協定締結地区 協定事項

白馬村では、景観形成を進めるため、各地区ごとの自主的なまちづくりの取組みを定める、景観形成住民協定を推進しています。

次に掲げる地域には住民協定が締結されていますので、建築物の建設等に当っては、各地区協定内容を遵守し、事前に当該地区の委員長に届出、承認を得てください。

協定地区	委員長	住所等	TEL	施行日
エコーランド地区	増田 二郎	エコーランド ガレージ902	75-0902	平成6年1月18日
和田野 ふれあいの森	松澤 雅世	和田野 4384 咲花山荘	72-2415	平成24年4月1日
和田野 やすらぎの森				
和田野 ゆとりの森				
八 方 地 区	八 方 区 長	八方 5732-2 八方文化会館内	72-2477	平成8年6月1日
みそら野小鳥の森	石 原 瀬	みそら野 2448-2	72-4163	平成8年8月1日
桜並木といこいの 森 新田地区	降旗 義道	新田 11002 ラ・モ ンターニュ・フルハタ	72-2156	平成8年9月1日
せせらぎと水車が 回る新田地区	降旗 義道	新田 11002 ラ・モ ンターニュ・フルハタ	72-2156	平成8年9月1日
アルペンビレッジ みずほ地区	大 塚 善 弘	瑞穂 3020-45 プチホテル ぴー坊	72-3780	平成10年7月1日
白 馬 の 森	斉 藤 秀 業	飯田 22203-125 そらいろのたね	75-2074	平成16年3月8日

上記の協定地区内で、建築物を計画する場合は、建築確認申請前に各地区委員会より“意見書”の発行を受けて、「県景観条例に基づく届出書」に添付してください。